

知多北部広域連合公告式条例

(平成 11 年 6 月 1 日 条例第 1 号)

改正 令和 4 年 8 月 23 日条例第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式について必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合事務所前掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 広域連合長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則の公布について準用する。

(規約及び規程の公表)

第4条 前条第1項の規則を除くほか、広域連合規約及び広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規約及び規程の公表について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第3条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合の機関（広域連合長を除く。以下同じ。）の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関が定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関

名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 広域連合長の定める規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第3号）

この条例は、令和4年9月1日から施行する。